

青森県報

第千九百七十四号

平成十四年一月二十三日(水曜日)

目次

告 示

- 字の区域及び名称の変更……………(市興町課) ……一
- 青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる
図書類の指定……………(青少年課) ……四
- 高齢者等の雇用の安定等に関する法律によるシルバー人
材センター連合の事務所の所在地変更の届出……………(労政・能力
開発課) ……四
- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(団
体経営課) ……五
- 保安林の指定解除予定……………(林政課) ……五
- 右 同……………(同) ……五
- 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………(水
産振興課) ……五
- 公有水面埋立ての免許……………(漁港漁場
整備課) ……六
- 地籍調査の成果の認証……………(農村整備課) ……七

告 示

青森県告示第二十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、十

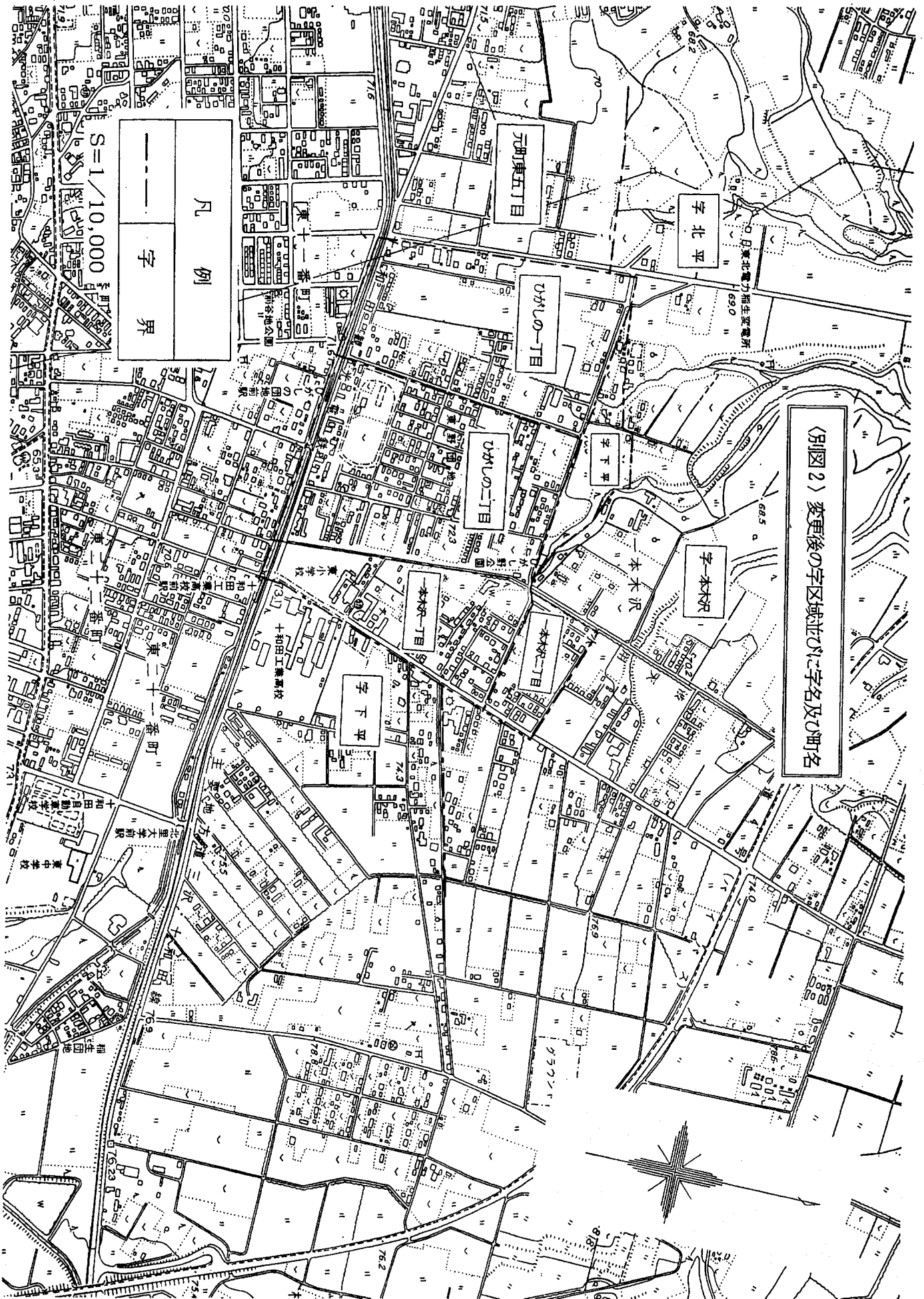
和田市長から十和田市の別図一に示す字の区域及びその名称を別図二に示すとおり変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

右の字の区域及びその名称の変更は、平成十四年二月四日からその効力を生ずるものとする。

平成十四年一月二十三日

青森県知事 木村 守 男

町 名	住 居 表 示 実 施 前 の 町 名 等
ひがしの二丁目	大字三本木字下平の一部 大字三本木字北平の一部
ひがしの二丁目	大字三本木字下平の一部
一本木沢二丁目	大字三本木字下平の一部 大字三本木字一本木沢の一部
一本木沢二丁目	大字三本木字一本木沢の一部



〈引図2〉変更後の字区域並びに字名及び町名

S=1/10,000

凡例

字界

青森県告示第二十五号

青森県青少年健全育成条例(昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号)第十二条
第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成十四年一月二十三日

青森県知事 木村守男

指定番号	種別	名	称	発行者 (製作者)名	該当条項
二六三	書籍	デラベっぴん 二月号	一六四八七一一	英知出版	青森県青少年健全育成条例第十二条第一項第一号該当
二六六		ビデオボーイ No.二一四	〇七六七九一一		
二六九		Special Aya 二月号	〇九六七一一二	宙出版	
二七〇		BUBKA Max お宝ワイドショー	二月号増刊 〇二二八四一一	コアマガジン	
二七四		レディースコミック 二月号	〇九六六三一一	セブン新社	
二七四		海賊ナンバーワン 二月号	〇二四六一一一	竹書房	
二七四		GOKUH 二月号	〇三七九七一一	パウハウス	
二七四		ファンタジイカクテル 二月号	一七八八九一一	富士美出版	
二七四		ミステリーレディース 二月号	〇八五〇九一一	マガジン・マガジン	
二七四		アクトレス 二月号	〇一四七一一〇一一	リイド社	
二七四		COMIC 快樂天 二月号	一三八七七一	ワニマガジン社	

青森県告示第二十六号

高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第四十八条の三において準用する同法第二十四条第三項の規定により、次のとおりシルバー人材センター連合から事務所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第四十八条の三において準用する同法第二十四条第四項の規定により公示する。

平成十四年一月二十三日

青森県知事 木村守男

区分	名称	住所	事務所の所在地	変更年月日
変更前	社団法人青森県シルバー人材センター連合会	青森市中央一丁目二五の三	青森市中央一丁目二五の三	平成三・三・三
変更後			青森市本町四丁目一の三 青森市本町四丁目一の二〇 弘前市大字南袋町一の二〇 八戸市類家四丁目三 黒石市大字内町六一 五所川原市字岩木町一 十和田市西十二番町一二の二二	

三沢市大字三沢字下 タ沢八三の二二八 むつ市柳町二丁目八 の六五	上北郡百石町字沼端 一四の一六五	南津軽郡浪岡町大字 浪岡字稲村八八の九	南津軽郡平賀町大字 柏木町字藤山三四の 一	西津軽郡木造町字末 広四五の二
---	---------------------	------------------------	-----------------------------	--------------------

青森県告示第二十七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十二条の二第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第六項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により公示する。

平成十四年一月二十三日

青森県知事 木 村 守 男

発起人の住所及び氏名（名称） 下北郡大間町大字奥戸字八森三の一七九 岩川 鉄二 下北郡大間町大字奥戸字新釜七の四 佐々木清喜	区 域 奥戸第二区域	区 分 法第四百四条第二号に掲げる漁業
--	---------------	------------------------

青森県告示第二十八号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十四年一月二十三日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 解除予定保安林の所在場所
下北郡大畑町大字大畑字佐藤ヶ平一之三（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 保安林を解除しようとする理由
道路用地とするため
- 〔次の図〕は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び大畑町役場に備え置いて縦覧に供する。

青森県告示第二十九号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十四年一月二十三日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 解除予定保安林の所在場所
中津軽郡西目屋村大字砂子瀬字湯ノ沢一（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 三 保安林を解除しようとする理由
指定理由の消滅
- 〔次の図〕は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び西目屋村役場に備え置いて縦覧に供する。

青森県告示第三十号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成十四年一月二十三日

青森県知事 木村守男

加入区 称	届出事項	指定漁船調書の縦覧
青森市八重田二丁目四番八号 齋藤貞一	青森市大字前田字中野一番地三 中村岩太郎 青森市大字久栗坂字山辺一四七番地 の 川村春光	期 間 平成十四年一 月二十三日か ら同年二月六 日まで
場所	場 所	協同組合 青森市漁業

青森県告示第三十一号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十四年一月十六日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成十四年一月二十三日

青森県知事 木村守男

一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 免許を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 木村守男

二 埋立区域

1 位置

東津軽郡平内町大字稻生字稻生六二に隣接し、二一の一、二二の二、四〇、四一の三、四一の一及び四三の一に隣接する町道の地先公有水面

2 区域

次の①の地点から④の地点までを順次に直線で結んだ線及び①の地点と④の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

①の地点 東津軽郡平内町大字稻生字深沢地先の稻生漁港（稻生地区）西防波堤基部に設置された水準点（ハ点）から四三度二七分三七三・八二メートルの地点

②の地点 ①の地点から二五四度七分七一・四四メートルの地点

③の地点 ②の地点から三五六度一四分二二六・七七メートルの地点

④の地点 ③の地点から八六度一四分六九・八四メートルの地点

3 面積

七、六三一・六一平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

東津軽郡平内町大字稻生字稻生六二に隣接し、二一の一、二二の二、四〇、四一の三、四一の一、四三の一及び四四の一に隣接する町道の地先公有水面

2 区域

次のアの地点からカの地点までを順次に直線で結んだ線及びアの地点とカの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 東津軽郡平内町大字稻生字深沢地先の稻生漁港（稻生地区）西防波堤基部に設置された水準点（ハ点）から四三度四九分三七一・三四メートルの地点

イの地点 アの地点から二五四度七分二一・〇一メートルの地点

ウの地点 イの地点から三四四度二三分三・三二メートルの地点

エの地点 ウの地点から二五四度七分六九・九八メートルの地点

オの地点 エの地点から三五六度一四分一四一・〇六メートルの地点

カの地点 オの地点から八六度一四分八九・八四メートルの地点

3 面積

一一、八七九・六六平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

公 告

地籍調査の成果の認証

東通村及び鯨ヶ沢町が行った次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成十四年一月二十三日

青森県知事 木村守男

鯨ヶ沢町	東通村	市町村名
舞戸町	白糠	大字名
小夜島 小浜島 西松島 清滝	鳥ノ沢 雪ノ居 水上居 神明上 明神ノ 向流ノ 向流下	小字名